

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について No.6

いよいよ平成27年10月以降、皆さま一人一人の住民票の住所地にマイナンバー（個人番号）が「通知カード」により通知されます。

「通知カード」は、皆さまの住民票の住所地に簡易書留で送付されますので、以下の点にご注意ください。

住民票の住所地と同じ場所にお住まいの方

ご自宅で通知カードを受け取ることができます。（手続は不要です。）

住民票の住所地と異なる場所（居所）にお住まいの方

住民票の住所地と異なる場所（居所）に生活の本拠がある場合には、そちらに住民票を異動していただくことが基本となりますので、平成27年10月5日までに現在お住まいの場所（居所）の市区町村に転入手続を行ってください。

やむを得ない理由により住民票の住所地で「通知カード」を受け取れない方

以下のいずれかの要件に該当する方は、居所情報登録申請手続を行うことで、居所への「通知カード」送付が可能となります。

- ・東日本大震災により被災し、住所地以外の場所へ避難している方
- ・DV等被害者で、住所地以外の場所へ移動している方
（DV等被害者の方は、転入した市区町村に対して「DV等支援措置」を申し出てください。申出により「DV等支援対象者」となった場合には、ご自身の転入先の新しい住所について、加害者が「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票の写し等の交付」及び「戸籍の附票の写しの交付」の請求によって知ろうとしても、これらの請求を制限する措置が講じられます。）
- ・医療機関・施設等への長期の入院・入所が見込まれ、かつ、住所地に誰も居住していない方
- ・上記以外の方で、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない方

マイナンバーについてのお問い合わせ先

マイナンバー

全国共通ナビダイヤル **0570-20-0178**

営業時間：平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く。）

★ 居所情報登録申請手続方法 ★

必要書類：通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書

（総務課総務グループ、問寒別出張所窓口のほか、総務省ホームページや各市区町村窓口で入手することもできます。）

添付書類：①申請者の本人確認書類（運転免許証、住民基本台帳カードなど（顔写真付きのものに限る））

②居所に居住していることを証する書類（公共料金の領収書など）

③代理人の代理権を証明する書類（委任状など）

④代理人の本人確認書類（運転免許証、住民基本台帳カードなど（顔写真付きのものに限る））

※③～④の書類は、代理人が申請する場合のみ添付が必要です。

申請期限：上記必要書類及び添付書類を、9月25日（金）までに住民票のある市区町村に持参または郵送してください。

その他：申請手続方法の詳細は、総務課総務グループまでお問い合わせください。

問い合わせ先（居所情報登録申請手続）

総務課総務グループ 電話01632-5-1115（内線133） 告知端末機 5-8815